

新たに規定する工作物別の事前調査資格者の要件(告示事項)

| 区分 | 対象工作物 | 事前調査の資格 |
|---|---|---|
| <p>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p> | <p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 新たに特定工作物として指定予定</p> | <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> |
| <p>その他の工作物</p> | <p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p> | <p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※2に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p> |

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等（告示事項等）

特定工作物の見直し（告示改正事項）

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」を追加する。

（現行の特定工作物告示に掲げる工作物）①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

講習内容等及び実施体制（告示改正事項）

- 工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
- 講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、登録講習機関による講習とするため、登録要件等を定める。

その他

- 資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
- 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
- 講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。